

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(西宮税務署長)
平成31年2月13日棄却・控訴

判 決

原告	医療法人社団A
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	上杉 一美
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	西宮税務署長
	岡田 令
被告指定代理人	野口 弘雄
同	足立 昌隆
同	東 正幸
同	臼井 利幸
同	岡崎 年晴
同	岡田 浩士
同	松瀬 明
同	上田 英毅

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成28年4月28日付けで原告に対してした、以下の各処分をいずれも取り消す。
 - (1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度(以下「平成21年3月期」といい、他の事業年度についても同様に表す。)の法人税についての更正処分のうち所得金額2552万5349円、納付すべき税額701万7500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
 - (2) 平成22年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額1億8929万0974円、納付すべき税額5469万0400円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
 - (3) 平成23年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額1億4133万3676円、納付すべき税額4018万8900円を超える部分及び重加算税賦課決定処分
 - (4) 平成24年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額1億4532万5989円、

納付すべき税額4091万0600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(5) 平成25年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額8968万4844円、納付すべき税額2132万7000円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(6) 平成26年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額2039万4380円、納付すべき税額328万1600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(7) 平成27年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額1527万6878円、納付すべき税額204万7100円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

2 処分行政庁が平成28年4月28日付けで原告に対してした、以下の各処分をいずれも取り消す。

(1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの課税事業年度（以下「平成25年3月課税事業年度」といい、他の課税事業年度についても同様に表す。）の復興特別法人税についての更正処分のうち課税対象法人税額2202万9000円、納付すべき税額219万1800円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

(2) 平成26年3月課税事業年度の復興特別法人税についての更正処分のうち課税対象法人税額436万0000円、納付すべき税額41万3300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分

3 処分行政庁が平成28年4月28日付けで原告に対してした、以下の各処分をいずれも取り消す。

(1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの課税期間（以下「平成21年3月課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表す。）の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額358万1627円、納付すべき税額479万6800円を超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額153万9900円を超える部分

(2) 平成22年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額343万0613円、納付すべき税額519万9700円を超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額160万6900円を超える部分

(3) 平成23年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額351万9658円、納付すべき税額518万1500円を超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額161万2300円を超える部分

(4) 平成24年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額343万3762円、納付すべき税額502万1500円をそれぞれ超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額156万3200円を超える部分

(5) 平成25年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額348万3996円、納付すべき税額466万3600円をそれぞれ超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額147万9000円を超える部分

(6) 平成26年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額336万5195円、納付すべき税額389万9000円をそれぞれ超える部分及び同課税期間の地方消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額127万5700円を超える部分

(7) 平成27年3月課税期間の消費税についての更正処分のうち控除対象仕入税額391万0155円、納付すべき税額639万0500円をそれぞれ超える部分及び同課税期間の地方

消費税についての更正処分のうち納付すべき譲渡割額204万7100円を超える部分

第2 事案の概要

- 1 本件は、医療法人である原告が、その理事長の親族に対する役員報酬、給与手当及び顧問料の支払として経理した金員を損金の額に算入して確定申告をしたところ、処分行政庁から、上記金員が理事長に対する役員給与に該当し、損金の額に算入されないことなどを理由に、平成21年3月期ないし平成27年3月期の法人税、平成25年3月課税事業年度及び平成26年3月課税事業年度の復興特別法人税並びに平成21年3月課税期間ないし平成27年3月課税期間の消費税及び地方消費税につき更正処分を受けるとともに、上記法人税及び復興特別法人税につき重加算税の賦課決定処分を受けたことから、その取消しを求める事案である。

2 関連法令等の定め

(1) 法人税法の定め

法人税法34条1項は、内国法人がその役員に対して支給する給与のうち、同条3項の適用があるもの等を除き、同条1項各号のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定する。

同条3項は、「内国法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定している。

(2) 国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。）の定め

ア 通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき過少申告加算税を課する旨規定する。

イ 通則法68条1項は、過少申告加算税の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定する。

ウ 通則法70条1項は、更正決定等について、法定申告期限から5年を経過した日以後においては、することができない旨を定めている。

同条4項は、「偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ…た国税についての更正決定等」（同項1号）は、法定申告期限から7年を経過する日まで、することができる旨を定めている。

3 前提事実

以下に掲げる各事実は、当事者間に争いが無い事実、後掲各証拠（特に記載がなければ枝番を含む。）又は弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和59年11月●日に設立された、病院及び介護老人保健施設の経営等を目的とする医療法人である。（乙1）

イ 甲（以下「甲」という。）は、原告の設立当初から、その理事長を務めている者である。甲は、原告の唯一の代表者である。（甲3、乙1、弁論の全趣旨）

ウ 乙（以下「乙」という。）は、昭和46年から平成28年2月29日まで甲の妻であった者である。乙は、原告の設立当初から平成26年5月22日頃まで、原告の常任理事の地位にあった。（乙25、27、33、弁論の全趣旨）

エ 丙（以下「丙」という。）は、甲と乙の子（長男）であり、医師である。丙は、平成26年5月22日頃まで、原告の理事の地位にあった。丙は、平成27年12月当時、京都市内の病院の常勤医師であった。（乙27、28、弁論の全趣旨）

オ 丁（以下「丁」という。）は、甲と乙の子（二男）であり、医師である。丁は、平成27年11月当時、アメリカ合衆国において、医療を研究していた。（乙32、弁論の全趣旨）

(2) 乙名義の口座への振込送金（乙2～5、弁論の全趣旨）

原告は、以下のアからウまでのとおり、毎月、乙名義の預金口座に振込送金をしていた（以下この金員を併せて「本件給与①」という。）。

ア 期間 平成20年4月から平成26年5月まで
金額 18万円
口座 別紙預貯金目録記載1の口座（以下「乙口座①」という。）

イ 期間 平成20年4月から平成26年5月まで
金額 75万4200円から社会保険料及び所得税等並びに18万円を控除した残額
口座 別紙預貯金目録記載2の口座（以下「乙口座②」といい、乙口座①と併せて「乙口座」という。）

ウ 期間 平成26年6月から同年11月まで
金額 75万4200円から社会保険料及び所得税等を控除した残額
口座 乙口座①

(3) 丙名義の口座への振込送金（乙7）

原告は、以下のとおり、毎月、丙名義の貯金口座に振込送金をしていた（以下この金員を「本件給与②」という。）。

期間 平成20年4月から平成27年3月まで
金額 25万円から所得税等を差し引いた金額
口座 別紙預貯金目録記載3の口座（以下「丙口座」という。）。

(4) 丁名義の口座への振込送金（乙8、9）

原告は、以下のア及びイのとおり、毎月、丁名義の預貯金口座に振込送金をしていた（以下この金員を「本件顧問料」という。）。

ア 期間 平成20年4月から平成21年8月まで
金額 10万円
口座 別紙預貯金目録記載4の口座（以下「丁口座①」という。）

イ 期間 平成21年9月から平成26年9月まで
金額 10万円
口座 別紙預貯金目録記載5の口座（以下「丁口座②」といい、丁口座①と併せて「丁口座」という。）

(5) 原告における経理状況等

ア 原告は、本件給与①を乙に対する給与として貸金台帳に計上し、当該貸金台帳の「支

給合計」欄の金額を総勘定元帳の「役員報酬」の科目に経理していた。その金額は、別表4のとおりである。(乙2、10)

イ 原告は、本件給与②を丙に対する給与として賃金台帳に計上し、当該賃金台帳の「支給合計」欄の金額を総勘定元帳の「給料手当」の科目に経理していた。その金額は、別表5のとおりである。(乙6、11)

ウ 原告は、本件顧問料を、総勘定元帳の「委託料」の科目に、その摘要欄に「顧問料」と記載して経理していた。その金額は、別表6のとおりである。(乙12、13)

(6) 確定申告等

ア 原告は、法定の申告期限内に、処分行政庁に対し、別表1ないし別表3の「確定申告」欄のとおり、平成21年3月期ないし平成27年3月期(以下「本件各事業年度」という。)の法人税、平成25年3月課税事業年度及び平成26年3月課税事業年度(以下「本件各課税事業年度」という。)の復興特別法人税並びに平成21年3月課税期間ないし平成27年3月課税期間(以下「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、確定申告をした。(乙14~16)

イ 原告は、平成22年4月23日、処分行政庁に対し、別表1及び別表3の「修正申告」欄のとおり、平成21年3月期の法人税及び平成21年3月課税期間の消費税等について、雑収入の計上漏れ等を理由に、修正申告をした。(乙17、18)

ウ 原告は、平成27年5月1日、処分行政庁に対し、別表3「更正の請求」欄のとおり、平成26年3月課税期間の消費税等について、課税仕入れに係る消費税額の計算に誤りがあったとして、更正の請求をした。処分行政庁は、同年6月8日付けで、別表3「更正処分(更正の請求に基づくもの)」欄のとおり、減額更正処分をした。(乙19)

(7) 本件各更正処分等(乙20~22)

ア 処分行政庁は、平成28年4月28日付けで、原告に対し、別表1ないし別表3の「更正処分」欄のとおり、①本件各事業年度の法人税についての更正処分及び重加算税賦課決定処分、②本件各課税事業年度の復興特別法人税についての更正処分及び重加算税賦課決定処分、並びに、③本件各課税期間の消費税等についての更正処分(以下では①から③までの各更正処分を併せて「本件各更正処分」といい、①及び②の重加算税賦課決定処分を併せて「本件各重加算税賦課決定処分」といい、これらを全て併せて「本件各更正処分等」という。)をした。

イ 本件各更正処分等の理由は、要旨、本件給与①、本件給与②及び本件顧問料(以下「本件各金員」という。)が、いずれも、乙に対する役員給与、丙に対する給料手当及び丁に対する顧問料に仮装して経理をすることにより、甲に対して支給した役員給与に該当するため、法人税法34条3項により損金の額に算入することができないというものであった。

また、本件各更正処分等のうち、①平成25年3月期の法人税に係る更正処分については、生命保険契約に係る保険料4226万9010円の損金算入を否認し、②平成27年3月期の法人税に係る更正処分については、企業財産包括保険契約に係る保険料566万5795円及び寄附金45万2557円の損金算入を否認した。

(8) 本件訴えの提起に至る経緯

ア 原告は、平成28年7月26日、国税不服審判所長に対し、別表1ないし別表3の

「審査請求」欄のとおり、本件各更正処分等についての審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）。

本件審査請求は、①平成25年3月期の法人税に係る更正処分のうち生命保険契約に係る保険料4226万9010円の損金算入を否認した部分、②平成25年3月課税事業年度の復興特別法人税に係る更正処分のうち上記①に応じて増加した部分、③平成27年3月期の法人税に係る更正処分のうち企業財産包括保険契約に係る保険料566万5795円及び寄附金45万2557円の損金算入を否認した部分、④上記①ないし③の各更正処分に伴う過少申告加算税の賦課決定処分については、取消しを求めるものではなかった。（乙23、24）

イ 国税不服審判所長は、平成29年6月14日付けで、別表1ないし別表3の「裁決」欄のとおり、本件審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲1）

ウ 原告は、平成29年12月22日、本件訴えを提訴した。（当裁判所に顕著な事実）

4 被告が主張する課税処分の根拠

被告が主張する本件各更正処分等の根拠は、別紙「課税標準及び税額の計算」のとおりである。

5 争点

(1) 本案前の争点

本件訴えの一部は、審査請求を経ていない不適法なものであるか。

(2) 本案の争点

ア 本件給与①の仮装給与該当性 [争点1]

本件給与①は、法人税法34条3項にいう「事実を…仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与」（以下「仮装給与」という。）に該当するか。

イ 本件給与②の仮装給与該当性 [争点2]

本件給与②は、法人税法34条3項所定の仮装給与に該当するか。

ウ 本件顧問料の仮装給与該当性 [争点3]

本件顧問料は、法人税法34条3項所定の仮装給与に該当するか。

第3 争点に対する当事者の主張

1 本案前の争点について

【被告の主張】

原告が取消しを求める本件各更正処分等のうち以下の①ないし③の部分（以下「本件不申立部分」という。）については、本件審査請求の対象ではなかった。よって、本件訴えのうち同部分の取消しを求める部分については、審査請求を欠いているため、不適法となる（通則法115条）。

① 平成25年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額1億3195万3854円、納付すべき税額3210万5600円を超えない部分の取消しを求める部分（前記第1の1（5）、別表1参照）

② 平成27年3月期の法人税についての更正処分のうち所得金額2139万5230円、納付すべき税額360万7400円を超えない部分の取消しを求める部分（前記第1の1（7）、別表1参照）

③ 平成25年3月課税事業年度の復興特別法人税についての更正処分のうち課税標準法人税

額 3 2 8 0 万 8 0 0 0 円、納付すべき税額 3 2 6 万 9 7 0 0 円を超えない部分の取消しを求める部分（前記第 1 の 2（1）、別表 2 参照）

【原告の主張】

争う。

2 争点 1（本件給与①の仮装給与該当性）について

【被告の主張】

本件給与①の振込送金を決定したのは甲であった上、その当時、乙口座は甲が管理支配していた。このことは、甲と乙が、離婚訴訟において、その取得時から乙口座に係る権利が甲に帰属することを確認する内容の和解をしたことから明らかである。

また、乙は、原告の理事として職務を行ったことがなく、乙が理事を退任した後も、本件給与①の振込送金がされていた。

そうすると、本件給与①は、乙に対する役員報酬に仮装して経理することにより、理事長である甲の給与（報酬）として支給されたものであることが明らかである。したがって、本件給与①は、法人税法 3 4 条 3 項所定の仮装給与に当たる。

【原告の主張】

甲は、乙口座の通帳及び印鑑を管理していたが、乙から委託を受けて行っていたにすぎず、本人確認の問題等により同口座の預金を自由に利用することはできなかった。そうすると、乙口座に係る預金は、甲ではなく、乙に帰属していた。なお、甲と乙は、離婚訴訟において、乙の希望や贈与税の発生等を考慮して和解内容を定めたにすぎない。

そして、乙は、原告の理事に就任し、その職務を負担していた。この点、医療法人の理事の報酬の額は、その業務の多寡により左右されるものではない。

したがって、本件給与①は、乙に対する役員報酬であるから、法人税法 3 4 条 3 項所定の仮装給与に該当しない。

3 争点 2（本件給与②の仮装給与該当性）について

【被告の主張】

本件給与②の振込送金を決定したのは甲であった上、その当時、丙口座は甲が管理支配していた。また、丙は、平成 1 8 年以降、別の病院に勤務して原告において勤務したことがなく、丙が理事を退任した後も、本件給与②の振込送金がされていた。

そうすると、本件給与②は、丙に対する給料手当に仮装して、理事長である甲の給与（報酬）として支給されたものであることが明らかである。したがって、本件給与②は、法人税法 3 4 条 3 項所定の仮装給与に当たる。

【原告の主張】

上記 2 のとおり、丙口座に係る貯金は、甲ではなく丙に帰属していた。そして、丙は、原告の理事に就任し、その職務を負担していた上、源泉徴収票も受領していた。

したがって、本件給与②は、丙に対する給料手当であるから、法人税法 3 4 条 3 項所定の仮装給与に該当しない。

4 争点 3（本件顧問料の仮装給与該当性）について

【被告の主張】

本件顧問料の振込送金を決定したのは甲であった上、その当時、丁口座は甲が管理支配していた。また、丁は、その当時、顧問として原告に助言等をしたことがなく、原告との間で本件

顧問料の支払について合意したこともない。

そうすると、本件顧問料は、丁に対する顧問料に仮装して、理事長である甲の給与（報酬）として支給されたものであることが明らかである。したがって、本件顧問料は、法人税法34条3項所定の仮装給与に当たる。

【原告の主張】

上記2のとおり、丁口座に係る預貯金は、甲ではなく丁に帰属していた。

そして、丁は、原告と顧問契約を締結していたから原告の相談に応じる義務を負っていた。

したがって、本件顧問料は、丁に対する顧問料であるから、法人税法34条3項所定の仮装給与に該当しない。

第4 当裁判所の判断

1 本案前の争点について

被告は、本件訴えのうち本件不申立部分の取消しを求める部分については、審査請求を欠いているから、通則法115条1項により不適法である旨を主張する。

この点、前提事実（8）並びに弁論の全趣旨によれば、原告は、本件審査請求において、本件各更正処分等のうち本件不申立部分については、取消しを求めていなかったことが認められる。

しかし、課税処分の取消訴訟における実体上の審判の対象は、当該課税処分によって確定された税額の適否、すなわち、当該課税処分によって確定された税額が総額において租税法規によって客観的に定まっている税額を上回るか否かである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁参照）ところ、課税処分についての審査請求における審査の対象も、これと同様に、当該課税処分によって確定された税額の当否を判断するに必要な事項全般に及ぶものと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同49年4月18日第一小法廷判決・訟務月報20巻11号175頁参照）。そうすると、課税処分についての審査請求がされた場合には、当該課税処分は、たとえ当該審査請求においてその一部のみの取消しが求められているときであっても、その全部が審査請求における審査の対象になっているものと考えられるから、その全部について審査請求を経たものといえることができる。

そして、上記のように解しても、国民の裁判を受ける権利を保障しつつ、国税の賦課に関する処分が大量にされることなどを踏まえ、当該処分の取消しを求める訴えは、原則として国税不服審判所長に対する審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができないと定めた通則法115条の趣旨に反するとはいえない。

したがって、本件訴えのうち本件不申立部分に係る部分は、審査請求を経ているといえるから、適法と解される。

2 争点1（本件給与①の仮装給与該当性）について

（1）認定事実

前提事実、当事者間に争いのない事実、証拠（後掲各証拠、甲3、原告代表者。ただし、認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告における乙の職務等

（ア）乙は、原告が設立された昭和59年11月頃、甲の指示に従い、その常任理事に就任した。（乙1、25）

(イ) 乙は、毎年1回開催される原告の定時社員総会に出席し、原告が開催する行事（コンサート、バザー、講演会、懇親会及び礼拝等）に甲の妻として出席するほかは、原告に関わる仕事をしたことはなかった。また、乙は、毎年1回程度開催される原告の理事会に出席したことはなく、上記定時社員総会において発言等をしたことはなかった。

(乙25、原告代表者16頁)

(ウ) 乙は、平成26年5月22日、原告の常任理事に再任されなかった。(乙25、27)

イ 本件給与①の支払

(ア) 原告は、理事の報酬規程を定めていなかった。(乙35)

(イ) 本件給与①の支払及びその額は、甲が決定した。(乙25、35、36、原告代表者1、11頁)

ウ 乙口座の保管状況等

(ア) 乙口座①について

甲は、乙口座①を開設した当初から、その通帳及び届出印を保管していた。(甲2、乙25、31、原告代表者4、7頁)

(イ) 乙口座②について

甲は、乙口座②を開設するとともに、その当初からその通帳及び届出印を保管していた。一方で、乙は、平成26年5月頃、株式会社B銀行に対し、同口座の通帳及び印鑑の紛失届を提出し、通帳の再発行を受けた。同銀行は、このことを知った甲から抗議を受け、同口座を凍結した。(甲2、乙25、26、31、原告代表者4、8頁)

エ 離婚時の和解内容について

(ア) 乙は、平成26年8月18日、甲との離婚、慰謝料の支払及び財産分与を求める訴えを提起した（神戸家庭裁判所尼崎支部平成●●年（〇〇）第●●号）。(乙33)

(イ) 甲と乙は、平成28年2月29日、上記（ア）の離婚訴訟において、離婚するとともに、乙口座に係る預金を含む各財産がいずれも各取得時から甲の権利に属することを相互に確認する旨の裁判上の和解を成立させた（以下「本件和解」という。）。(乙25・別紙4)

(2) 事実認定の補足説明

原告は、乙らが甲に対して悪感情を持っていたことなどから、乙らの質問応答記録書等(乙25、28～30、32)は信用することができないなどと主張する。

しかし、乙らの上記供述は、客観的な資料(乙25、28及び29の各別紙)に基づく裏付けがある外、相互に内容が符合している上に、基本的な事実関係については甲の供述(原告代表者)とも概ね符合していることからすれば、信用することができる。

(3) 検討

前提事実及び認定事実によれば、①原告は理事の報酬規程を設けておらず、理事長である甲の一存で本件給与①の支払及び額が決定されたこと(認定事実イ)、②乙が、原告の常任理事に就任して以来、その地位に相応しい職務を行っていなかったこと(同ア)、③乙が原告の常任理事を退任した平成26年5月以降も、本件給与①が乙口座に振込送金されていたこと(前提事実(2))からすると、本件給与①は、乙の原告の常任理事としての職務の対価として支払われたものではなかったと認められる。

そして、認定事実のとおり、④甲は、本件給与①が支払われた当初から、その振込先口座である乙口座の通帳及び印鑑を独占的に管理していた（同ウ）上、⑤甲は、乙との間で、乙口座に係る預金は当初から甲に帰属する旨を合意したこと（同エ）をも併せ考慮すると、原告の理事長である甲は、本件給与①が支払われた当初から、これが自己の財産であるとの認識を有していたものと推認することができる。

以上によれば、本件給与①は、乙に対する役員報酬に仮装して、原告の役員（理事長）である甲に支給された給与であると認められるから、法人税法34条3項所定の仮装給与に該当する。

3 争点2（本件給与②の仮装給与該当性）について

（1）認定事実

前提事実、当事者間に争いのない事実、証拠（後掲各証拠、甲3、原告代表者。ただし、認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告における丙の職務等

（ア）丙は、原告の理事に就任したことを乙を通じて知り、その後も、毎年1回程度開催される原告の理事会に出席したことはなかった。（乙25、28、30）

（イ）丙は、平成18年以降、C大学医学部附属病院の常勤医師として勤務しており、原告において勤務したことはなかった。なお、丙は、同年以降、原告の敷地内にある教会に日曜礼拝に行き、その際に入院患者の車椅子を押したり体調を崩した患者の対応等を行うことがあった。（乙25、28～30）

（ウ）丙は、平成26年5月22日、原告の理事に再任されなかった。（乙25、27）

イ 本件給与②の支払

（ア）原告は、理事の報酬規程を定めていなかった。（乙35）

（イ）本件給与②の支払及びその額は、甲が決定した。（乙28、35、36、原告代表者1、11頁）

（ウ）原告は、丙に対し、本件給与②に係る平成25年分及び平成26年分の源泉徴収票を交付した。丙は、平成25年分の所得税については、本件給与②を収入金額に含めて確定申告をした。（乙29）

ウ 丙口座の保管状況等

（ア）甲は、丙口座を開設した当初から、平成20年1月に改印の手続がされた時期を除き、同口座の通帳及び届出印を保管していた。（乙29、31、原告代表者4頁）

（イ）平成21年9月9日、丙口座から260万円が出金された。（乙7、29）

（ウ）平成22年1月28日、丙口座から700万円が出金された。（乙7、29）

（2）検討

ア 前提事実及び認定事実によれば、①原告は理事の報酬規程を設けておらず、理事長である甲の一存で本件給与②の支払及び額が決定されたこと（認定事実イ（ア）、（イ））、②丙が、原告の理事に就任して以来、その地位に相応しい職務を行っておらず、また、平成18年以降、原告において医師として給与を受けるに相応しい勤務をしたこともなかったこと（同ア）、③丙が原告の理事を退任した平成26年5月以降も、本件給与②が丙口座に振込送金されていたこと（前提事実（3））からすると、本件給与②は、丙の理事又は医師としての職務又は労務の対価として支払われたものではなかったと認められ

る。

そして、認定事実ウのとおり、④甲は、本件給与②が支払われた当初から、その振込先口座である丙口座の通帳及び印鑑を独占的に管理していた上、⑤甲は、丙口座から少なくとも960万円を出金したことを併せ考慮すると、原告の理事長である甲は、本件給与②が支払われた当初から、これが自己の財産であるとの認識を有していたものと推認することができる。

イ この点、認定事実イ（ウ）のとおり、丙は、平成25年分の所得税については、本件給与②を収入金額に含めて確定申告をしたことが認められる。

しかし、丙は、他の年分の所得税については、本件給与②を収入金額に含めずに確定申告をしていることが認められる（乙29）。そして、丙は、平成25年分の所得税につき、本件給与②につき時間を掛けて調査する必要があると考え、ひとまず申告した旨を説明している（乙29）ところ、この説明が不自然とはいえない。

そうすると、上記事実をもって直ちに、丙に対して本件給与②が実際に支払われていたと認めることはできない。

ウ 以上からすれば、本件給与②は、丙に対する給料手当に仮装して、原告の役員（理事長）である甲に支給された給与であると認められるから、法人税法34条3項所定の仮装給与に該当する。

4 争点3（本件顧問料の仮装給与該当性）について

（1）認定事実

前提事実、当事者間に争いのない事実、証拠（後掲各証拠、甲3、原告代表者。ただし、認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 丁と原告との関係

（ア）丁は、平成19年11月頃、医学研究に従事するため、アメリカ合衆国に転居した。

甲は、その頃、丁に対し、同国で何があるか分からないから、毎月10万円を積み立てておく旨を口頭で伝えた。もっとも、甲は、丁に対し、その具体的な支払先の預金口座等を伝えなかった。（乙32、36、原告代表者13、14頁）

（イ）丁は、平成20年1月1日から平成27年10月31日の間に、原告から医学的な相談を受けたことも、原告に対して医学的な文献の提供を行ったこともなかった。（乙32）

イ 本件顧問料の支払の決定

本件顧問料の支払及びその額は、甲が決定した。（乙25、35、36、原告代表者1、11頁）

ウ 丁口座の保管状況等

甲は、丁口座を開設するとともに、その当初からその通帳及び届出印を保管していた。

丁は、丁口座の存在すら認識していなかった。（乙31、32、34、原告代表者4、11頁）

（2）検討

認定事実によれば、①原告の理事長である甲の一存で本件顧問料の支払及び額が決定されたこと（認定事実イ）、②丁が、平成19年11月以降、主に外国に居住しており、原告から相談を受けたことも、原告に対して医療文献を提供したこともなかったこと（認定事

実ア) からすると、そもそも原告と丁との間で顧問契約が締結された事実はないのであって、本件顧問料は、丁の顧問としての職務の対価として支払われたものと評価することはできない。

そして、認定事実のとおり、③甲は、丁口座を自ら開設し、本件顧問料が支払われた当初から、その振込先口座である丁口座の通帳及び印鑑を独占的に管理していたこと（同ウ）に加え、④甲は、本件顧問料を外国に居住する我が子のために積み立てる金員と認識していたこと（同ア）をも併せ考慮すると、原告の理事長である甲は、本件顧問料が支払われた当初から、これが当面は自己の財産であるとの認識を有していたものと推認することができる。

したがって、本件顧問料は、丁に対する顧問料に仮装して、原告の役員（理事長）である甲に支給された給与であると認められるから、法人税法 3 4 条 3 項所定の仮装給与に該当する。

5 本件各更正処分等の適法性

(1) 以上のとおり、本件各金員は、いずれも、法人税法 3 4 条 3 項にいう「事実を…仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与」に該当するから、損金の額に算入されない。

そして、原告は、①本件各事業年度の法人税及び本件各課税事業年度の復興特別法人税の確定申告をするに当たり、本件各金員を「仮装」（通則法 6 8 条 1 項）したものと認められ、かつ、②本件各金員につき、「偽りその他不正の行為」（通則法 7 0 条 4 項）により、上記法人税、上記復興特別法人税及び本件各課税期間の消費税等を免れたものと認められる。

(2) そうすると、原告の本件各事業年度の法人税及び重加算税、本件各課税事業年度の復興特別法人税及び重加算税並びに本件各課税期間の消費税等について、被告の主張する税額の計算方法（上記第 2 の 4）は相当であるから、原告が納付すべき税額は、別紙「課税標準及び税額の計算」のとおりとなる。

しかるところ、上記金額は、本件各更正処分等で納付すべき税額とされた金額（前提事実（7）ア、別表 1 ないし別表 3 の「更正処分」欄）を下回らない。

したがって、本件各更正処分等は、いずれも適法である。

6 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官 山口 浩司

裁判官 和久 一彦

裁判官 日巻 功一朗

預貯金目録

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 1 | 金融機関 | 株式会社D銀行西宮支店 |
| | 名義人 | 乙 |
| | 種類 | 普通 |
| | 口座番号 | ●●●●● |
| 2 | 金融機関 | 株式会社E銀行（旧商号・株式会社B銀行）西宮支店 |
| | 名義人 | 乙 |
| | 種類 | 普通 |
| | 口座番号 | ●●●●● |
| 3 | 金融機関 | 株式会社F銀行 |
| | 名義人 | 丙 |
| | 種類 | 通常 |
| | 記号 | ●●●●● |
| | 番号 | ●●●●● |
| 4 | 金融機関 | 株式会社F銀行 |
| | 名義人 | 丁 |
| | 種類 | 通常 |
| | 記号 | ●●●●● |
| | 番号 | ●●●●● |
| 5 | 金融機関 | 株式会社E銀行（旧商号・B銀行）西宮支店 |
| | 名義人 | 丁 |
| | 種類 | 普通 |
| | 口座番号 | ●●●●● |

課税標準及び税額の計算

1 法人税

(1) 平成21年3月期

ア 所得金額 3858万1911円

同金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)の金額を減算した金額である(別表7-1⑨)。

(ア) 申告所得金額 2552万5349円

同金額は、原告の平成21年3月期の法人税の修正申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である(乙17、別表1「修正申告」欄)。

(イ) 本件各金員の金額 1322万1834円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない(乙20の1)。

a 乙に対する役員給与(別表4) 905万0400円

b 丙に対する給与(別表5) 300万0000円

c 丁に対する顧問料(別表6) 117万1434円

(ウ) 寄附金の損金不算入額の認容額 16万5272円

同金額は、前記(ア)の金額に前記(イ)の金額を加算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される(乙20の1)。

イ 納付すべき法人税額 1093万4300円

同金額は、前記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対し、法人税法66条1項及び2項(いずれも平成23年法律第114号による改正前のもの)に規定された税率を乗じたものである(別表7-2⑧)。

(2) 平成22年3月期

ア 所得金額 2億0225万3591円

同金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)及び(エ)の金額を減算した金額である(別表7-1⑨)。

(ア) 申告所得金額 1億8929万0974円

同金額は、原告の平成22年3月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である(乙14の2、別表1「確定申告」欄)。

(イ) 本件各金員の金額 1325万0400円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない(乙20の2)。

a 乙に対する役員給与(別表4) 905万0400円

b 丙に対する給与(別表5) 300万0000円

c 丁に対する顧問料(別表6) 120万0000円

(ウ) 未納事業税の損金算入額 12万3700円

同金額は、平成21年3月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成22年3月期の法人税の計算上、損金の額に算入される(乙20の2)。

(エ) 寄附金の損金不算入額の認容額 16万4083円

同金額は、前記(ア)の金額に前記(イ)の金額を加算し、前記(ウ)の金額を減算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される(乙20の2)。

イ 所得金額に対する法人税額 5971万5900円

同金額は、前記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対し、法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法(以下「措置法」という)42条の3の2第1項(いずれも平成23年法律第114号による改正前のもの)に規定された税率を乗じたものである(別表7-2⑥)。

ウ 控除所得税額等 113万6524円

同金額は、原告の平成22年3月期の法人税の確定申告書の「控除税額」欄の金額である(乙14の2、別表7-2⑦)。

エ 納付すべき法人税額 5857万9300円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である(別表7-2⑧)。

(3) 平成23年3月期

ア 所得金額 1億5430万9228円

同金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算し、(ウ)及び(エ)の金額を減算した金額である(別表7-1⑨)。

(ア) 申告所得金額 1億4133万3676円

同金額は、原告の平成23年3月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である(乙14の3、別表1「確定申告」欄)。

(イ) 本件各金員の金額 1325万0400円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない(乙20の3)。

a 乙に対する役員給与(別表4) 905万0400円

b 丙に対する給与(別表5) 300万0000円

c 丁に対する顧問料(別表6) 120万0000円

(ウ) 未納事業税の損金算入額 11万0600円

同金額は、平成22年3月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成23年3月期の法人税の計算上、損金の額に算入される(乙20の3)。

(エ) 寄附金の損金不算入額の認容額 16万4248円

同金額は、前記(ア)の金額に前記(イ)の金額を加算し、前記(ウ)の金額を減算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される(乙20の3)。

イ 所得金額に対する法人税額 4533万2700円

同金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項（いずれも平成23年法律案114号による改正前のもの。）に規定された税率を乗じたものである（別表7-2⑥）。

ウ 控除所得税額等 125万0928円

同金額は、原告の平成23年3月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙14の3、別表7-2⑦）。

エ 納付すべき法人税額 4408万1700円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表7-2⑧）。

(4) 平成24年3月期

ア 所得金額 1億5829万4728円

同金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）及び（エ）の金額を減算した金額である（別表7-1⑨）。

（ア）申告所得金額 1億4532万5989円

同金額は、原告の平成24年3月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である（乙14の4、別表1「確定申告」欄）。

（イ）本件各金員の金額 1325万0400円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない（乙20の4）。

a 乙に対する役員給与（別表4） 905万0400円

b 丙に対する給与（別表5） 300万0000円

c 丁に対する顧問料（別表6） 120万0000円

（ウ）未納事業税の損金算入額 11万7500円

同金額は、平成23年3月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成24年3月期の法人税の計算上、損金の額に算入される（乙20の4）。

（エ）寄附金の損金不算入額の認容額 16万4161円

同金額は、前記（ア）の金額に前記（イ）の金額を加算し、前記（ウ）の金額を減算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される（乙20の4）。

イ 所得金額に対する法人税額 4652万8200円

同金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項（いずれも平成23年法律第114号による改正前のもの。）なお、同改正前の措置法42条の3の2は、平成24年3月31日までに終了する事業年度について適用することとされていたが、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税についても適用することとされた〔平成23年法律第114号附則52条〕に規定された税率を乗じたものである（別表7

－ 2 ⑥)。

ウ 控除所得税額等 172万6814円

同金額は、原告の平成24年3月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である(乙14の4、別表7-2⑦)。

エ 納付すべき法人税額 4480万1300円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である(別表7-2⑧)。

(5) 平成25年3月期

ア 所得金額 1億4475万6094円

同金額は、次の(ア)の金額に(イ)及び(ウ)の金額を加算し、(エ)及び(オ)の金額を減算した金額である(別表8-1⑩)。

(ア) 申告所得金額 8968万4844円

同金額は、原告の平成25年3月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である(乙14の5、別表1「確定申告」欄)。

(イ) 本件各金員の金額 1325万0400円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない(乙20の5)。

a 乙に対する役員給与(別表4) 905万0400円

b 丙に対する給与(別表5) 300万0000円

c 丁に対する顧問料(別表6) 120万0000円

(ウ) 保険料の損金不算入額 4226万9010円

同金額は、原告が損金の額に算入した生命保険契約に係る保険料の金額であり、損金の額に算入されない(乙20の5)。

(エ) 未納事業税の損金算入額 10万1800円

同金額は、平成24年3月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成25年3月期の法人税の計算上、損金の額に算入される(乙20の5)。

(オ) 寄附金の損金不算入額の認容額 34万6360円

同金額は、前記(ア)の金額に前記(イ)の金額を加算し、前記(ウ)の金額を減算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される(乙20の5)。

イ 所得金額に対する法人税額 3607万2780円

同金額は、前記アの所得金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に対し、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項(いずれも平成27年法律第9号による改正前のもの)に規定された税率を乗じたものである(別表8-2⑥)。

ウ 控除所得税額等 70万2402円

同金額は、原告の平成25年3月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である(乙14の5、別表8-2⑦)。

エ 納付すべき法人税額 3537万0300円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表 8-2⑧）

(6) 平成 26 年 3 月期

ア 所得金額 3311 万 6467 円

同金額は、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算し、（ウ）及び（エ）の金額を減算した金額である（別表 8-1⑫）。

（ア）申告所得金額 2039 万 4380 円

同金額は、原告の平成 26 年 3 月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠損金額」欄の金額である（乙 14 の 6、別表 1「確定申告」欄）。

（イ）本件各金員の金額 1325 万 0400 円

同金額は、原告が次の a、b 及び c のとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない（乙 20 の 6）。

a 乙に対する役員給与（別表 4） 905 万 0400 円

b 丙に対する給与（別表 5） 300 万 0000 円

c 丁に対する顧問料（別表 6） 120 万 0000 円

（ウ）未納事業税の損金算入額 44 万 8300 円

同金額は、平成 25 年 3 月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成 26 年 3 月期の法人税の計算上、損金の額に算入される（乙 20 の 6）。

（エ）寄附金の損金不算入額の認容額 8 万 0013 円

同金額は、前記（ア）の金額に前記（イ）の金額を加算し、前記（ウ）の金額を減算して算出された所得金額を基に、寄附金の損金不算入額を再計算した結果、減少した損金不算入額であり、同金額は損金の額に算入される（乙 20 の 6）。

イ 所得金額に対する法人税額 760 万 4580 円

同金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法 118 条 1 項の規定に基づき 1000 円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法 66 条 1 項及び 2 項並びに措置法 42 条の 3 の 2 第 1 項（いずれも平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。）に規定された税率を乗じたものである（別表 8-2⑥）。

ウ 控除所得税額等 107 万 8835 円

同金額は、原告の平成 26 年 3 月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙 14 の 6、別表 8-2⑦）。

エ 納付すべき法人税額 652 万 5700 円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法 119 条 1 項の規定により 100 円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表 8-2⑧）。

(7) 平成 27 年 3 月期

ア 所得金額 3095 万 1830 円

同金額は、次の（ア）の金額に（イ）ないし（エ）の金額を加算し、（オ）の金額を減算した金額である（別表 8-1⑫）。

（ア）申告所得金額 1527 万 6878 円

同金額は、原告の平成 27 年 3 月期の法人税の確定申告書における「所得金額又は欠

損金額」欄の金額である（乙14の7、別表1「確定申告」欄）。

(イ) 本件各金員の金額 963万3600円

同金額は、原告が次のa、b及びcのとおり損金の額として経理した金額の合計であり、損金の額には算入されない（乙20の7）。

a 乙に対する役員給与（別表4） 603万3600円

b 丙に対する給与（別表5） 300万0000円

c 丁に対する顧問料（別表6） 60万0000円

(ウ) 保険料の損金不算入額 566万5795円

同金額は、原告が損金の額に算入した企業財産包括保険契約に係る保険料であり、同金額は損金の額に算入されない（乙20の7）。

(エ) 寄附金の損金不算入額 45万2557円

同金額は、原告が損金の額に算入した、法人税法37条1項に規定する「寄附金の額」に該当する平成27年1月16日付けの宗教法人Gに対する支出70万円について、前記（ア）の金額に前記（イ）及び（ウ）の金額を加算し、下記（オ）の金額を減算して算出された所得金額を基に「寄附金の損金不算入額」として算出された金額であり、同金額は損金の額に算入されない（乙20の7）。

(オ) 未納事業税の損金算入額 7万7000円

同金額は、平成26年3月期の法人税に係る更正処分により増加した所得金額に対応する事業税の金額であり、平成27年3月期の法人税の計算上、損金の額に算入される（乙20の7）。

イ 所得金額に対する法人税額 705万2505円

同金額は、前記アの所得金額（ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。）に対し、法人税法66条1項及び2項並びに措置法42条の3の2第1項（いずれも平成27年法律第9号による改正前のもの。）に規定された税率を乗じたものである（別表8-2⑥）。

ウ 控除所得税額等 100万8243円

同金額は、原告の平成27年3月期の法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙14の7、別表8-2⑦）。

エ 納付すべき法人税額 604万4200円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表8-2⑧）。

2 法人税に係る重加算税

(1) 平成21年3月期 136万8500円

同金額は、納付すべき法人税の金額1093万4300円（前記1（1）イ）から既に納付の確定した法人税の金額701万7500円（平成21年3月期の法人税の修正申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙17、別表10①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額391万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表10⑦）。

(2) 平成22年3月期 135万8000円

同金額は、納付すべき法人税の金額5857万9300円（前記1（2）エ）から既に

納付の確定した法人税の金額5469万0400円（平成22年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の2、別表10①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額388万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表10⑦）。

(3) 平成23年3月期 136万1500円

同金額は、納付すべき法人税の金額4408万1700円（前記1（3）エ）から既に納付の確定した法人税の金額4018万8900円（平成23年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の3、別表10①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額389万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表10⑦）。

(4) 平成24年3月期 136万1500円

同金額は、納付すべき法人税の金額4480万1300円（前記1（4）エ）から既に納付の確定した法人税の金額4091万0600円（平成24年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の4、別表10①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額389万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表10⑦）。

(5) 平成25年3月期

ア 差引納付すべき法人税の額 1404万3300円

同金額は、納付すべき法人税の額3537万0300円（前記1（5）エ）から、既に納付の確定した法人税の金額2132万7000円（平成25年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の5、別表10①）を控除して算出した金額である（別表10③）。

イ 過少申告加算税の基礎となる税額 1068万5500円

同金額は、隠ぺい又は仮装されていない事実に基づく税額として通則法施行令28条1項（平成28年3月政令156号による改正前のもの。以下同じ。）で定めるところにより計算した金額3201万2500円（別表9-2⑧）から、前記アで示した既に納付の確定した金額2132万7000円を控除して算出した金額である（別表10④）。

ウ 重加算税の金額 117万2500円

同金額は、差引納付すべき法人税の額1404万3300円（前記ア）から過少申告加算税の基礎となる税額1068万5500円（前記イ）を控除し、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額335万円（別表10⑤）に、100分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表10⑦）。

(6) 平成26年3月期 113万4000円

同金額は、納付すべき法人税の額652万5700円（前記1（6）エ）から既に納付の確定した法人税の額328万1600円（平成26年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の6、別表10①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額324万円に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表10⑦）。

(7) 平成27年3月期

ア 差引納付すべき法人税の額 399万7100円

同金額は、納付すべき法人税の額604万4200円（前記1（7）エ）から、既に納付の確定した法人税の金額204万7100円（平成27年3月期の法人税の確定申告書「差引所得に対する法人税額」欄（乙14の7、別表10①）を控除して算出した金額である（別表10③）。

イ 過少申告加算税の基礎となる税額 154万0700円

同金額は、隠ぺい又は仮装されていない事実に基づく税額として通則法施行令28条1項で定めるところにより計算した金額358万7800円（別表9-2⑧）から、前記アで示した既に納付の確定した金額204万7100円を控除して算出した金額である（別表10④）。

ウ 重加算税の金額 85万7500円

同金額は、差引納付すべき法人税の額399万7100円（前記ア）から過少申告加算税の基礎となる税額154万0700円（前記イ）を控除し、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額245万円（別表10⑤）に、100分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表10⑦）。

3 復興特別法人税

(1) 平成25年3月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 3607万2000円

同金額は、平成25年3月期の所得金額に対する法人税額（前記1（5）イ）で、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表11②）。

イ 復興特別法人税額 360万7200円

同金額は、課税標準法人税額3607万2000円（前記ア）に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特措法」という。）48条に規定する税率100分の10を乗じた金額である（別表11③）。

ウ 控除税額 1万1025円

同金額は、原告の平成25年3月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙15の1、別表11④）。

エ 納付すべき復興特別法人税額 359万6100円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表11⑤）。

(2) 平成26年3月課税事業年度

ア 課税標準法人税額 760万4000円

同金額は、平成26年3月期の所得金額に対する法人税額（前記1（6）イ）で、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表11②）。

イ 復興特別法人税額 76万0400円

同金額は、課税標準法人税額760万4000円（前記ア）に、特措法48条に規定する税率100分の10を乗じた金額である（別表11③）。

ウ 控除税額 2万2654円

同金額は、原告の平成26年3月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書における「控除税額」欄の金額である（乙15の2、別表11④）。

エ 納付すべき復興特別法人税額 73万7700円

同金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である（別表11⑤）。

4 復興特別法人税に係る重加算税

(1) 平成25年3月課税事業年度

ア 差引納付すべき復興特別法人税額 140万4300円

同金額は、納付すべき復興特別法人税額359万6100円（前記3（1）エ）から、既に納付の確定した復興特別法人税の金額219万1800円（原告の平成25年3月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（乙15の1、別表12①）を控除して算出した金額である（別表12③）。

イ 過少申告加算税の基礎となる税額 106万8500円

同金額は、隠ぺい又は仮装されていない事実に基づく税額として通則法施行令28条1項で定めるところにより計算した金額326万0300円（別表11⑤のa）から、前記アで示した既に納付の確定した金額219万1800円を控除して算出した金額である（別表12④）。

ウ 重加算税の金額 11万5500円

同金額は、差引納付すべき復興特別法人税額140万4300円（前記ア）から過少申告加算税の基礎となる税額106万8500円（前記イ）を控除し、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた金額33万円（別表12⑤）に、100分の35の割合を乗じて計算した金額である（別表12⑦）。

(2) 平成26年3月課税事業年度 11万2000円

同金額は、納付すべき復興特別法人税額73万7700円（前記3（2）エ）から既に納付の確定した復興特別法人税額41万3300円（原告の平成26年3月課税事業年度の復興特別法人税の確定申告書「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額」欄（乙15の2、別表12①）を控除し、通則法118条3項に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた金額32万円（別表12⑤）に100分の35の割合を乗じて算出した金額である（別表12⑦）。

5 消費税等

(1) 平成21年3月課税期間（別表13）

ア 課税標準額 2億0946万1000円

同金額は、平成21年3月課税期間における消費税等の修正申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額（乙18。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

イ 課税標準額に対する消費税額 837万8440円

同金額は、課税標準額（前記ア）に、消費税法29条（平成24年法律第68号2条による改正前のもの）が規定する税率100分の4を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

（ア）税率4パーセント適用分 4億1025万3314円

同金額は、修正申告において計上された金額4億1142万4748円から本件顧問料の金額117万1434円（別表6）を控除した金額である。

（イ）税率3パーセント適用分 3億3051万0701円

同金額は、修正申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 357万5309円

同金額は、次の（ア）及び（イ）の合計額である。

（ア）税率4パーセント適用分 221万2510円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率4パーセント適用分）4億1025万3314円（前記ウ（ア））に105分の4を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

（イ）税率3パーセント適用分 136万2799円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率3パーセント適用分）3億3051万0701円（前記ウ（イ））に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 480万3100円

同金額は、課税標準額に対する消費税額837万8440円（前記イ）から控除対象仕入税額357万5309円（前記エ）を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 616万5900円

同金額は、課税標準額に対する消費税額（4パーセント適用分）837万8440円（前記イ）から控除対象消費税額（4パーセント適用分）221万2510円（前記エ（ア））を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 154万1400円

同金額は、地方消費税の課税標準額616万5900円（前記カ）に100分の25を乗じ、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 634万4500円

同金額は、納付すべき消費税額480万3100円（前記オ）及び納付すべき譲渡割額154万1400円（前記キ）の合計額である。

（2）平成22年3月課税期間（別表13）

ア 課税標準額 2億1575万9000円

同金額は、平成22年3月課税期間における消費税等の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額（乙16の2。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

イ 課税標準額に対する消費税額 863万0360円

同金額は、課税標準額（前記ア）2億1575万9000円に消費税法29条（平成24年法律第68号2条による改正前のもの）が規定する税率100分の4を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

（ア）税率4パーセント適用分 4億5211万1029円

同金額は、確定申告において計上された金額4億5331万1029円から本件顧問料の金額120万円（別表6）を控除した金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 342万4782円

同金額は、次の（ア）及び（イ）の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 219万6887円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率4パーセント適用分）4億5211万1029円（前記ウ（ア））に105分の4を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同義②の金額の割合）を乗じた金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 122万7895円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率3パーセント適用分）3億3051万0696円（前記ウ（イ））に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 520万5500円

同金額は、課税標準額に対する消費税額863万0360円（前記イ）から控除対象仕入税額342万4782円（前記エ）を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 643万3400円

同金額は、課税標準額に対する消費税額（4パーセント適用分）863万0360円（前記イ）から控除対象消費税額（4パーセント適用分）219万6887円（前記エ（ア））を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 160万8300円

同金額は、地方消費税の課税標準額643万3400円（前記カ）に100分の25を乗じ、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 681万3800円

同金額は、納付すべき消費税額520万5500円（前記オ）及び納付すべき譲渡割額160万8300円（前記キ）の合計額である。

(3) 平成23年3月課税期間（別表13）

ア 課税標準額 2億1752万9000円

同金額は、平成23年3月課税期間における消費税等の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額（乙16の3。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

イ 課税標準額に対する消費税額 870万1160円

同金額は、課税標準額（前記ア）に、消費税法29条（平成24年法律第68号2条による改正前のもの）が規定する税率100分の4を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

(ア) 税率4パーセント適用分 4億4765万7960円

同金額は、確定申告において計上された金額4億4885万7960円から本件顧問

料の金額120万円(別表6)を控除した金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 351万3638円

同金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 224万5875円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税率4パーセント適用分)4億4765万7960円(前記ウ(ア))に105分の4を乗じた金額に、課税売上割合(別表13①の金額に占める同表②の金額の割合)を乗じた金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 126万7763円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税率3パーセント適用分)3億3051万0696円(前記ウ(イ))に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合(別表13①の金額に占める同表②の金額の割合)を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 518万7500円

同金額は、課税標準額に対する消費税額870万1160円(前記イ)から控除対象仕入税額351万3638円(前記エ)を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 645万5200円

同金額は、課税標準額に対する消費税額(4パーセント適用分)870万1160円(前記イ)から控除対象消費税額(4パーセント適用分)224万5875円(前記エ(ア))を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 161万3800円

同金額は、地方消費税の課税標準額645万5200円(前記カ)に100分の25を乗じた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 680万1300円

同金額は、納付すべき消費税額518万7500円(前記オ)及び納付すべき譲渡割額161万3800円(前記キ)の合計額である。

(4) 平成24年3月課税期間(別表13)

ア 課税標準額 2億1138万2000円

同金額は、平成24年3月課税期間における消費税等の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額(乙16の4。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

イ 課税標準額に対する消費税額 845万5280円

同金額は、課税標準額(前記ア)に、消費税法29条(平成24年法律第68号2条による改正前のもの)が規定する税率100分の4を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

(ア) 税率4パーセント適用分 4億5070万7773円

同金額は、確定申告において計上された金額4億5190万7773円から本件顧問料の金額120万円(別表6)を控除した金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 342万7914円

同金額は、次の(ア)及び(イ)の合計額である。

(ア) 税率4パーセント適用分 219万6444円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税率4パーセント適用分)4億5070万7773円(前記ウ(ア))に105分の4を乗じた金額に、課税売上割合(別表13①の金額に占める同表②の金額の割合)を乗じた金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 123万1470円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税率3パーセント適用分)3億3051万0696円(前記ウ(イ))に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合(別表13①の金額に占める同表②の金額の割合)を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 502万7300円

同金額は、課税標準額に対する消費税額845万5280(前記イ)から控除対象仕入税額342万7914円(前記エ)を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 625万8800円

同金額は、課税標準額に対する消費税額(4パーセント適用分)845万5280円(前記イ)から控除対象消費税額(4パーセント適用分)219万6444円(前記エ(ア))を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 156万4700円

同金額は、地方消費税の課税標準額625万8800円(前記カ)に100分の25を乗じた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 659万2000円

同金額は、納付すべき消費税額502万7300円(前記オ)及び納付すべき譲渡割額156万4700円(前記キ)の合計額である。

(5) 平成25年3月課税期間(別表13)

ア 課税標準額 2億0369万円

同金額は、平成25年3月課税期間における消費税等の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額(乙16の5。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額)である。

イ 課税標準額に対する消費税額 814万7600円

同金額は、課税標準額(前記ア)に、消費税法29条(平成24年法律第68号2条による改正前のもの)が規定する税率100分の4を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

(ア) 税率4パーセント適用分 4億4890万6648円

同金額は、確定申告において計上された金額4億5010万6648円から本件顧問料の金額120万円(別表6)を控除した金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 347万8047円

同金額は、次の（ア）及び（イ）の合計額である。

（ア）税率４パーセント適用分 222万5359円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率４パーセント適用分）４億４８９０万６６４８円（前記ウ（ア））に１０５分の４を乗じた金額に、課税売上割合（別表１３①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

（イ）税率３パーセント適用分 125万2688円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率３パーセント適用分）３億３０５１万０６９６円（前記ウ（イ））に１０３分の３を乗じた金額に、課税売上割合（別表１３①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 466万9500円

同金額は、課税標準額に対する消費税額８１４万７６００円（前記イ）から控除対象仕入税額３４７万８０４７円（前記エ）を控除し、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 592万2200円

同金額は、課税標準額に対する消費税額（４パーセント適用分）８１４万７６００円（前記イ）から控除対象消費税額（４パーセント適用分）２２２万５３５９円（前記エ（ア））を控除した金額で、１００円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 148万0500円

同金額は、地方消費税の課税標準額５９２万２２００円（前記カ）に１００分の２５を乗じ、通則法１１９条１項の規定により１００円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 615万円

同金額は、納付すべき消費税額４６６万９５００円（前記オ）及び納付すべき譲渡割額１４８万０５００円（前記キ）の合計額である。

（６）平成２６年３月課税期間（別表１３）

ア 課税標準額 1億8160万5000円

同金額は、平成２６年３月課税期間における消費税等の更正の請求に基づく更正通知書の「課税標準額」欄の金額（乙１９）である。

イ 課税標準額に対する消費税額 726万4200円

同金額は、課税標準額（前記ア）に、消費税法２９条（平成２４年法律第６８号２条による改正前のもの）が規定する税率１００分の４を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

（ア）税率４パーセント適用分 4億5232万4905円

同金額は、更正の請求に基づく減額更正後の金額４億５３５２万４９０５円から本件顧問料の金額１２０万円（別表６）を控除した金額である。

（イ）税率３パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 335万9477円

同金額は、次の（ア）及び（イ）の合計額である。

（ア）税率４パーセント適用分 215万5361円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率4パーセント適用分）4億5232万4905円（前記ウ（ア））に105分の4を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

（イ）税率3パーセント適用分 120万4116円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率3パーセント適用分）3億3051万0696円（前記ウ（イ））に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合（別表13①の金額に占める同表②の金額の割合）を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 390万4700円

同金額は、課税標準額に対する消費税額726万4200円（前記イ）から控除対象仕入税額335万9477円（前記エ）を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 510万8800円

同金額は、課税標準額に対する消費税額（4パーセント適用分）726万4200円（前記イ）から控除対象消費税額（4パーセント適用分）215万5361円（前記エ（ア））を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 127万7200円

同金額は、地方消費税の課税標準額510万8800円（前記カ）に100分の25を乗じた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 518万1900円

同金額は、納付すべき消費税額390万4700円（前記オ）及び納付すべき譲渡割額127万7200円（前記キ）の合計額である。

（7）平成27年3月課税期間（別表14）

ア 課税標準額 1億6350万4000円

同金額は、平成27年3月課税期間における消費税等の確定申告書の「課税資産の譲渡等の対価の額」欄の金額（乙16の7。ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

イ 課税標準額に対する消費税額 1030万0752円

同金額は、課税標準額（前記ア）に、消費税法29条（平成24年法律第68号3条による改正前のもの）が規定する税率100分の6.3を乗じた金額である。

ウ 課税仕入れに係る支払対価の額

（ア）税率6.3パーセント適用分 3億7391万0609円

同金額は、確定申告において計上された金額3億7451万0609円から本件顧問料の金額60万円（別表6）を控除した金額である。

（イ）税率3パーセント適用分 3億3051万0696円

同金額は、確定申告において計上された金額である。

エ 控除対象仕入税額 390万5807円

同金額は、次の（ア）及び（イ）の合計額である。

（ア）税率6.3パーセント適用分 270万9822円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額（税率6.3パーセント適用分）3億7391万0609円（前記ウ（ア））に108分の6.3を乗じた金額に、課税売上割合

(別表14①の金額に占める同表②の金額の割合) を乗じた金額である。

(イ) 税率3パーセント適用分 119万5985円

同金額は、課税仕入れに係る支払対価の額(税率3パーセント適用分) 3億3051万0696円(前記ウ(イ)) に103分の3を乗じた金額に、課税売上割合(別表14①の金額に占める同表②の金額の割合) を乗じた金額である。

オ 納付すべき消費税額 639万4900円

同金額は、課税標準額に対する消費税額1030万0752円(前記イ) から控除対象仕入税額390万5807円(前記エ) を控除し、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

カ 地方消費税の課税標準額 759万0900円

同金額は、課税標準額に対する消費税額(6.3パーセント適用分) 1030万0752円(前記イ) から控除対象消費税額(6.3パーセント適用分) 270万9822円(前記エ(ア)) を控除した金額で、100円未満の端数を切り捨てた金額である。

キ 納付すべき譲渡割額 204万8300円

同金額は、地方消費税の課税標準額759万0900円(前記カ) に63分の17を乗じ、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた金額である。

ク 納付すべき消費税等の金額 844万3200円

同金額は、納付すべき消費税額639万4900円(前記オ) 及び納付すべき譲渡割額204万8300円(前記キ) の合計額である。

課税の経緯（法人税）

【単位：円】

分 区	確定申告	修正申告	更正処分	審査請求	裁決	
平成21年3月期	年月日	平成21年5月29日	平成22年4月23日	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	所得金額	25,518,511	25,525,349	38,581,911	全部取消し	棄却
	法人税額	7,015,400	7,017,500	10,934,300		
	控除所得税額等	0	0	0		
	差引所得に対する法人税額	7,015,400	7,017,500	10,934,300		
	重加算税の額	—	—	1,368,500		
平成22年3月期	年月日	平成22年5月31日	/	平成28年4月28日		
	所得金額	189,290,974		202,253,591	全部取消し	棄却
	法人税額	55,827,000		59,715,900		
	控除所得税額等	1,136,524		1,136,524		
	差引所得に対する法人税額	54,690,400		58,579,300		
	重加算税の額	—		1,358,000		
平成23年3月期	年月日	平成23年5月30日	/	平成28年4月28日		
	所得金額	141,333,676		154,309,228	全部取消し	棄却
	法人税額	41,439,900		45,332,700		
	控除所得税額等	1,250,928		1,250,928		
	差引所得に対する法人税額	40,188,900		44,081,700		
	重加算税の額	—		1,361,500		
平成24年3月期	年月日	平成24年5月28日	/	平成28年4月28日		
	所得金額	145,325,989		158,294,728	全部取消し	棄却
	法人税額	42,637,500		46,528,200		
	控除所得税額等	1,726,814		1,726,814		
	差引所得に対する法人税額	40,910,600		44,801,300		
	重加算税の額	—		1,361,500		
平成25年3月期	年月日	平成25年5月31日	/	平成28年4月28日		
	所得金額	89,684,844		144,756,094	131,953,854	棄却
	法人税額	22,029,420		36,072,780	32,808,015	
	控除所得税額等	702,402		702,402	702,402	
	差引所得に対する法人税額	21,327,000		35,370,300	32,105,600	
	過少申告加算税の額	—		1,068,000	1,068,000	
	重加算税の額	—		1,172,500	0	
平成26年3月期	年月日	平成26年5月30日	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	
	所得金額	20,394,380		33,116,467	全部取消し	棄却
	法人税額	4,360,470		7,604,580		
	控除所得税額等	1,078,835		1,078,835		
	差引所得に対する法人税額	3,281,600		6,525,700		
	重加算税の額	—		1,134,000		
平成27年3月期	年月日	平成27年5月28日	/	平成28年4月28日		
	所得金額	15,276,878		30,951,830	21,395,230	棄却
	法人税額	3,055,380		7,052,505	4,615,725	
	控除所得税額等	1,008,243		1,008,243	1,008,243	
	差引所得に対する法人税額	2,047,100		6,044,200	3,607,400	
	過少申告加算税の額	—		154,000	154,000	
	重加算税の額	—		857,500	0	

別表2、別表10から別表12まで 省略

課税の経緯（消費税等）

【単位：円】

区分		確定申告	修正申告	更正の請求	更正処分（更正の請求に基づくもの）	更正処分	審査請求	裁決
項目	年月日							
平成21年3月課税期間	年月日	平成21年5月29日	平成22年4月23日	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	208,528,000	209,461,000			209,461,000		
	消費税額	8,341,120	8,378,440			8,378,440		
	控除対象仕入税額	3,567,922	3,581,627			3,575,309		
	差引税額	4,773,100	4,796,800			4,803,100		
	課税標準となる消費税額	6,130,700	6,159,600			6,165,900		
	譲渡割額	1,532,600	1,539,900			1,541,400		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,305,700	6,336,700	6,344,500					
平成22年3月課税期間	年月日	平成22年5月31日	/	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	215,759,000				215,759,000		
	消費税額	8,630,360				8,630,360		
	控除対象仕入税額	3,430,613				3,424,782		
	差引税額	5,199,700				5,205,500		
	課税標準となる消費税額	6,427,600				6,433,400		
	譲渡割額	1,606,900				1,608,300		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,806,600	6,813,800						
平成23年3月課税期間	年月日	平成23年5月30日	/	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	217,529,000				217,529,000		
	消費税額	8,701,160				8,701,160		
	控除対象仕入税額	3,519,658				3,513,638		
	差引税額	5,181,500				5,187,500		
	課税標準となる消費税額	6,449,200				6,455,200		
	譲渡割額	1,612,300				1,613,800		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,793,800	6,801,300						
平成24年3月課税期間	年月日	平成24年5月28日	/	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	211,382,000				211,382,000		
	消費税額	8,455,280				8,455,280		
	控除対象仕入税額	3,433,762				3,427,914		
	差引税額	5,021,500				5,027,300		
	課税標準となる消費税額	6,252,900				6,258,800		
	譲渡割額	1,563,200				1,564,700		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,584,700	6,592,000						
平成25年3月課税期間	年月日	平成25年5月31日	/	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	203,690,000				203,690,000		
	消費税額	8,147,600				8,147,600		
	控除対象仕入税額	3,483,996				3,478,047		
	差引税額	4,663,600				4,669,500		
	課税標準となる消費税額	5,916,200				5,922,200		
	譲渡割額	1,479,000				1,480,500		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,142,600	6,150,000						
平成26年3月課税期間	年月日	平成26年5月30日	/	平成27年5月1日	平成27年6月8日	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	181,605,000		181,605,000	181,605,000	181,605,000		
	消費税額	7,264,200		7,264,200	7,264,200	7,264,200		
	控除対象仕入税額	2,233,346		3,365,195	3,365,195	3,359,477		
	差引税額	5,030,800		3,899,000	3,899,000	3,904,700		
	課税標準となる消費税額	6,234,900		5,103,100	5,103,100	5,108,800		
	譲渡割額	1,558,700		1,275,700	1,275,700	1,277,200		
消費税及び地方消費税の合計税額	6,589,500	5,174,700	5,174,700	5,181,900				
平成27年3月課税期間	年月日	平成27年5月28日	/	/	/	平成28年4月28日	平成28年7月26日	平成29年6月14日
	課税標準額	163,504,000				163,504,000		
	消費税額	10,300,752				10,300,752		
	控除対象仕入税額	3,910,155				3,905,807		
	差引税額	6,390,500				6,394,900		
	課税標準となる消費税額	7,586,500				7,590,900		
	譲渡割額	2,047,100				2,048,300		
消費税及び地方消費税の合計税額	8,437,600	8,443,200						

別表 4

乙に対する役員給与として経理された金額
(貸金台帳「支給合計」欄の金額(乙2))

(単位:円)

平成21年3月期		平成22年3月期		平成23年3月期		平成24年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期		平成27年3月期	
4月	754,200												
5月	754,200												
6月	754,200												
7月	754,200												
8月	754,200												
9月	754,200												
10月	754,200												
11月	754,200												
12月	754,200	12月	0										
1月	754,200	1月	0										
2月	754,200	2月	0										
3月	754,200	3月	0										
合計	9,050,400	合計	6,033,600										

別表5

長男（丙）に対する給与として経理された金額
 （貸金台帳「支給合計」欄の金額（乙6））

（単位：円）

平成21年3月期		平成22年3月期		平成23年3月期		平成24年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期		平成27年3月期	
4月	250,000												
5月	250,000												
6月	250,000												
7月	250,000												
8月	250,000												
9月	250,000												
10月	250,000												
11月	250,000												
12月	250,000												
1月	250,000												
2月	250,000												
3月	250,000												
合計	3,000,000												

二男（丁）に対する顧問料として経理された金額
 （総勘定元帳「委託料」科目の摘要欄に「顧問料」として計上された金額（乙13））

（単位：円）

平成21年3月期		平成22年3月期		平成23年3月期		平成24年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期		平成27年3月期	
4月	95,239	4月	100,000	4月	100,000								
5月	95,239	5月	100,000	5月	100,000								
6月	95,239	6月	100,000	6月	100,000								
7月	95,239	7月	100,000	7月	100,000								
8月	95,239	8月	100,000	8月	100,000								
9月	95,239	9月	100,000	9月	100,000								
10月	100,000	10月	0										
11月	100,000	11月	0										
12月	100,000	12月	0										
1月	100,000	1月	0										
2月	100,000	2月	0										
3月	100,000	3月	0										
合計	1,171,434	合計	1,200,000	合計	600,000								

別表 7 - 1

本件各事業年度の所得金額
(平成21年3月期～平成24年3月期)

(単位：円)

事業年度		平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	
項目						
所得金額(更正処分前)(乙4、乙1の2～4「所得金額又は欠損金額」欄)		①	25,525,349	189,290,974	141,333,676	145,325,989
加算額	本件各金員の損金不算入(③+④+⑤)	②	13,221,834	13,250,400	13,250,400	13,250,400
	乙への役員給与	③	9,050,400	9,050,400	9,050,400	9,050,400
	丙への給与	④	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	丁への顧問料	⑤	1,171,434	1,200,000	1,200,000	1,200,000
減算額	未納事業税の損金算入額	⑥	0	123,700	110,600	117,500
	寄附金の損金不算入額の認容額	⑦	165,272	164,083	164,248	164,161
	小計(⑥+⑦)	⑧	165,272	287,783	274,848	281,661
所得金額(①+②-⑧)		⑨	38,591,911	202,253,591	154,309,228	158,294,728

別表 7 - 2

本件各事業年度の法人税額
(平成21年3月期～平成24年3月期)

(単位：円)

事業年度		平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	
項目						
課税所得金額(千円未満切り捨て)		①	38,581,000	202,253,000	154,309,000	158,294,000
	内、年800万円相当額以下の金額	②	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
	内、年800万円相当額を超える金額	③	30,581,000	194,253,000	146,309,000	150,294,000
②×(H21.3:22%、H22.3~H24.3:18%)		④	1,760,000	1,440,000	1,440,000	1,440,000
③×30%		⑤	9,174,300	58,275,900	43,892,700	45,088,200
法人税額(④+⑤)		⑥	10,934,300	59,715,900	45,332,700	46,528,200
控除所得税額等		⑦	0	1,136,524	1,250,928	1,726,814
納付すべき法人税の額(⑥-⑦)		⑧	10,934,300	58,579,300	44,081,700	44,801,300

別表 8 - 1

本件各事業年度の所得金額
(平成25年3月期～平成27年3月期)

(単位:円)

事業年度		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	
項目					
所得金額(更正処分前)(乙1の5～7「所得金額又は欠損金額」欄)		①	89,684,844	20,394,380	15,276,878
加算額	本件各金員の損金不算入(③+④+⑤)	②	13,250,400	13,250,400	9,633,600
	乙への役員給与	③	9,050,400	9,050,400	6,033,600
	丙への給与	④	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	丁への顧問料	⑤	12,000,000	1,200,000	600,000
	保険料の損金不算入額	⑥	42,269,010		5,665,795
	寄附金の損金不算入額	⑦			452,557
	小計(②+⑥+⑦)	⑧	55,519,410	13,250,400	15,751,952
	減算額	未納事業税の損金算入額	⑨	101,800	448,300
	寄附金の損金不算入額の認容額	⑩	346,360	80,013	
	小計(⑨+⑩)	⑪	448,160	528,313	77,000
所得金額(①+⑧-⑪)		⑫	144,756,094	33,116,467	30,951,830

別表 8 - 2

本件各事業年度の法人税額
(平成25年3月期～平成27年3月期)

(単位:円)

事業年度		平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	
項目					
課税所得金額(千円未満切り捨て)		①	144,756,000	33,116,000	30,951,000
	内、年800万円相当額以下の金額	②	8,000,000	8,000,000	8,000,000
	内、年800万円相当額を超える金額	③	136,756,000	25,116,000	22,951,000
②×15%		④	1,200,000	1,200,000	1,200,000
③×25.5%		⑤	34,872,780	6,404,580	5,852,505
法人税額(④+⑤)		⑥	36,072,780	7,604,580	7,052,505
控除所得税額等		⑦	702,402	1,078,835	1,008,243
納付すべき法人税の額(⑥-⑦)		⑧	35,370,300	6,525,700	6,044,200

別表 9 - 1

本件各事業年度の所得金額
(隠蔽又は仮装されていない事実のみに基づく場合)

(単位:円)

項目		事業年度		
		平成25年3月期	平成27年3月期	
所得金額(更正処分前)(乙1の5、乙1の7「所得金額又は欠損金額」欄)		①	89,684,844	15,276,878
加算額	保険料の損金不算入額	②	42,269,010	5,665,795
	寄附金の損金不算入額	③	0	452,557
	小計(②+③)	④	42,269,010	6,118,352
減算額	未納事業税の損金算入額	⑤	101,800	77,000
	寄附金の損金不算入額の認容額(仮装又は隠蔽されていない事実のみに基づく金額)	⑥	263,545	0
	小計(⑤+⑥)	⑦	365,345	77,000
所得金額(①+④-⑦)		⑧	131,588,509	21,318,230

別表 9 - 2

本件各事業年度の法人税額
(隠蔽又は仮装されていない事実のみに基づく場合)

(単位:円)

項目		事業年度		
		平成25年3月期	平成27年3月期	
課税所得金額(千円未満切り捨て)		①	131,588,000	21,318,000
	内、年800万円相当額以下の金額	②	8,000,000	8,000,000
	内、年800万円相当額を超える金額	③	123,588,000	13,318,000
②×15%		④	1,200,000	1,200,000
③×25.5%		⑤	31,514,940	3,396,090
法人税額(④+⑤)		⑥	32,714,940	4,596,090
控除所得税額等		⑦	702,402	1,008,243
納付すべき法人税の額(⑥-⑦)		⑧	32,012,500	3,587,800

消費税等の金額(平成21年3月期ないし平成26年3月期)

(単位：円)

課税期間		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
項目							
資産の譲渡等の対価の額(乙5、乙3の2～6⑩欄)	①	1,479,594,277	1,691,525,548	1,651,768,090	1,652,396,176	1,565,300,271	1,451,877,861
課税資産の譲渡等の対価の額(乙5、乙3の2～6⑪欄)	②	209,461,984	215,759,820	217,529,290	211,382,303	203,690,694	181,605,518
課税標準額(②、1,000円未満切捨て)	③	209,461,000	215,759,000	217,529,000	211,382,000	203,690,000	181,605,000
課税標準額に対する消費税額(③×4/100)	④	8,378,440	8,630,360	8,701,160	8,455,280	8,147,600	7,264,200
課税仕入れに係る支払対価の額(⑥+⑨)	⑤	796,128,091	782,621,725	778,168,656	781,218,469	779,417,344	782,835,601
税率4%適用分(⑦-⑧)	⑥	410,253,314	452,111,029	447,657,960	450,707,773	448,906,648	452,324,905
申告額	⑦	411,424,748	453,311,029	448,857,960	451,907,773	450,106,648	453,524,905
本件顧問料の金額	⑧	1,171,434	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
税率3%適用分(申告額)	⑨	330,510,701	330,510,696	330,510,696	330,510,696	330,510,696	330,510,696
控除対象仕入税額(⑪+⑫)	⑩	3,575,309	3,424,782	3,513,638	3,427,914	3,478,047	3,359,477
税率4%適用分(⑥×4/105×②/①)	⑪	2,212,510	2,196,887	2,245,875	2,196,444	2,225,359	2,155,361
税率3%適用分(⑨×3/103×②/①)	⑫	1,362,799	1,227,895	1,267,763	1,231,470	1,252,688	1,204,116
納付すべき消費税額(④-⑩)(100円未満切捨て)	⑬	4,803,100	5,205,500	5,187,500	5,027,300	4,669,500	3,904,700
地方消費税の課税標準額(④-⑩、100円未満切捨て)	⑭	6,165,900	6,433,400	6,455,200	6,258,800	5,922,200	5,108,800
納付すべき譲渡割額(⑭×25/100)	⑮	1,541,400	1,608,300	1,613,800	1,564,700	1,480,500	1,277,200
納付すべき消費税等の金額(⑬+⑮)	⑯	6,344,500	6,813,800	6,801,300	6,592,000	6,150,000	5,181,900

消費税等の金額(平成27年3月期)

(単位:円)

項目	課税期間	平成27年3月
資産の譲渡等の対価の額 (乙3の7⑩欄)	①	1,316,056,668
課税資産の譲渡等の 対価の額(乙3の7⑪欄)	②	163,504,911
課税標準額 (②、1,000円未満切捨て)	③	163,504,000
課税標準額に対する 消費税額 (③×6.3/100)	④	10,300,752
課税仕入れに係る 支払対価の額 (⑥+⑨)	⑤	704,421,305
税率6.3%適用分 (⑦-⑧)	⑥	373,910,609
申告額	⑦	374,510,609
本件顧問料の金額	⑧	600,000
税率3%適用分 (申告額)	⑨	330,510,696
控除対象仕入税額 (⑪+⑫)	⑩	3,905,807
税率6.3%適用分 (⑥×6.3/108×②/①)	⑪	2,709,822
税率3%適用分 (⑨×3/103×②/①)	⑫	1,195,985
納付すべき消費税額 (④-⑩)(100円未満切捨て)	⑬	6,394,900
地方消費税の課税標準額 (④-⑩、100円未満切捨て)	⑭	7,590,900
納付すべき譲渡割額 (⑭×17/63)	⑮	2,048,300
納付すべき消費税等の金額 (⑬+⑮)	⑯	8,443,200